

## ロビーギャラリー利用規約

制 定 2012年 6月20日

最終改正 2026年 5月 1日

株式会社京王プラザホテル（以下「当ホテル」という。）は、当ホテルが運営するロビーギャラリー（以下「本施設」という。）のご利用に関して、以下のとおり規約（以下「本規約」という。）を定めております。

### （総則）

- 第1条 本施設にて作品展を開催する出展者（以下「出展者」という。）は、本規約に同意し、その定めるところに従って作品展を開催していただきます。
2. 当ホテルが別途書面により、本規約と異なる取り決め（以下「特約」という。）を行った場合は、当該特約が本規約に優先して適用されます。

### （本施設の使用目的）

- 第2条 当ホテルは、美術品等（絵画、彫刻、陶芸、工芸品、写真、書、その他作品を含み、以下総称して「作品」という。）の展示及び展示販売などの使用目的のために、本施設を出展者に提供いたします。

### （契約の成立）

- 第3条 本施設の利用契約は、出展者が当ホテル所定の「ロビーギャラリー展示 利用申込書」（以下「利用申込書」という。）を提出し、当ホテルがこれに対し「ロビーギャラリー展示 承り書」（以下「展示承り書」という。）を発行した時点をもって成立するものとします。
2. 当ホテルが発行する展示承り書は、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化等法）に基づく取引条件の明示書面を兼ねるものとします。

### （利用形態と販売手数料）

- 第4条 本施設の利用は、原則として作品販売を主目的とする「販売歩合方式」とします。
2. 出展者は、作品の販売額（税別）に30%の料率を乗じた額を販売手数料として当ホテルにお支払いいただきます。
3. 前項の定めにかかわらず、作品展の開催期間（以下「会期」という。）中の合計販売額が、最低売上設定額（金620,000円/税別）に満たない場合、出展者は最低販売手数料として金186,000円（税別）を当ホテルにお支払いいただきます。
4. 会期中、本施設に展示した作品は、体裁変更等による場合も含め、いかなる状況での販売においても会期中の販売とみなし、第2項に定める販売手数料が発生いたします。

(精算)

第5条 作品の販売代金の授受は当ホテルが代行いたします。当ホテルは、会期中の売上代金の合計金額から第4条に定める販売手数料（又は最低販売手数料）及び第6条に定める案内状制作費を差し引いた金額を、作品展終了日が属する月の翌月末日（ただし、作品展終了日から60日以内に限る）に出展者の指定口座へ振り込みます。ただし、末日が金融機関の休業日である場合は、前営業日に振り込みます。

(告知・広報)

第6条 当ホテルは、作品展の円滑な告知及びブランドイメージ保持のため、出展者に代わり案内状（DM）等の制作を承ります。仕様及び費用は別途ご案内いたします。

2. 出展者が独自に案内状等を作成・配布する場合は、事前にデザインおよび記載内容について当ホテルの確認を受けていただきます。

(会期及び開場時間)

第7条 会期は、展示承り書に記載された日程とします。

2. 会期中の開場時間は原則10時から17時といたします。ただし、最終日の開場時間は10時から15時といたします。

(解約料)

第8条 利用契約成立後、出展者の都合により作品展の開催を中止、又は日程を変更する場合は、以下の基準により解約料を申し受けます。

2. 解約料は、第4条に定める最低販売手数料を算定基準額とします。ただし、第1条第2項に基づく特約により別段の定めがある場合は、その金額を基準とします。

解約日（開催初日から起算）	解約料
180日前～91日前まで	算定基準額の50%
90日前～当日	算定基準額の100%

3. 解約料の支払いは、解約の申し出があった日の属する月の翌月末日までに、当ホテルの指定する銀行口座へ振り込むものとします（振込手数料は出展者の負担とします）。
4. 作品展の開催日を変更した後に解約をされる場合は、最初にご予約頂いた開催日を基準にいたします。

(搬入・搬出)

第9条 作品の搬入及び搬出は、出展者ご自身が行うものとします。なお、搬入及び搬出日並びにその時間については展示承り書等に準じます。

(在廊・受付業務)

第10条 会期中は、本施設に出展者又はその代理人が常駐し、作品の監視及び接客等の対応をお願いいたします。

2. 当ホテル従業員による受付代行、休憩時の留守番等は、原則としていたしかねます。

3. やむを得ず本施設を不在にされる場合も含め、不在時に生じたトラブル（盗難・販売機会の損失等）について、当ホテルは責任を負いかねます。

（利用にかかる権利の譲渡・転貸等の禁止）

第11条 出展者が、利用契約に伴う権利について、その名目の如何を問わず、当該権利を第三者に譲渡・転貸すること、又は当該権利に質権等の担保を設定することは禁止しております。

（禁止事項及びご利用をお断りする事項）

第12条 次に掲げる行為等につきましては禁止事項としております。当ホテル（本施設を含む）、その敷地及びその周辺において、当該行為を行うことはできません。

- (1) 法令で禁じられている行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 補助犬以外のペット類の持ち込み
- (4) 引火・発火のおそれのあるものの持ち込み
- (5) 悪臭を発するものの持ち込み
- (6) 危険な行為
- (7) その他、当ホテル及び当ホテルの他のお客様の迷惑となる行為

2. 出展者又は作品並びに作品展の目的が、次の各号に該当する場合、当ホテルは利用申込をお受けいたしかねます。

- (1) 本施設の使用目的を逸脱、又はホテルの品位を損なう恐れがあると認められるとき。
- (2) 法令上問題のある作品を展示又は販売するとき。
- (3) 公の秩序又は善良なる風俗に反する恐れがあるとき。
- (4) 本施設及び当ホテルを利用する他のお客様に迷惑を及ぼす恐れのあるとき。
- (5) 法令違反又は不正な営業等により社会的な信用を失ったとき。
- (6) その他、当ホテルが運営上不相当と判断したとき。

（ホテルによる解約）

第13条 以下の各号に該当するときは、会期中であっても利用契約を解約させていただきます。なお、この場合、解約に伴う損害賠償等、金銭のお支払いは一切いたしかねます。

- (1) 出展者が本規約又は特約に違反したとき。
- (2) 出展者または関係者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係団体その他の反社会的勢力であることが判明したとき。
- (3) 出展者が当ホテルに対し、暴力、脅迫、若しくは恐喝を行い、又は威圧的な要求をし、若しくは合理的範囲を超える負担を要求したとき。
- (4) 天災その他当ホテルの責に帰することのできない事由により本施設の使用ができなくなったとき。

2. 前項により利用契約を解約した場合、出展者には速やかに展示している作品を撤去していただきます。また、前項第4号を除き、第4条に定める販売手数料をお支払いいただきます。

#### (免責・損害賠償)

第14条 本施設内において展示している作品については、出展者の責任において管理・保全をお願いいたします。当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、作品の破損・汚損・紛失・盗難等に関して、当ホテルは損害賠償等の責任を負いかねます。

2. 第1条第2項の特約に基づき、本施設外（店舗、共有ロビー等）に作品を展示する場合、出展者は、当該場所が不特定多数の者の通行・利用に供される場所であることを認識し、自らの責任において施錠可能な場所へ作品を移動する等の防護措置を講じるものとします。当ホテルは、当該場所に特化した個別の警備・監視義務を負うものではなく、第三者の行為（宿泊客等による汚損、接触等）により作品が破損・紛失・盗難等の被害を受けた場合、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負いかねます。
3. 前項の規定にかかわらず、当ホテルが本施設内外の作品に関し損害賠償責任を負う場合、その賠償額の上限は、第4条第3項に定める「最低販売手数料額（186,000円）」を限度とします。ただし、出展者が別途、作品の時価額に基づく損害保険に加入している場合は、当該保険による填補を優先するものとします。
4. 本施設及び当ホテルの施設・備品等を出展者（関係者を含む）が破損・汚損した場合、原状回復に必要な実費をご負担いただきます。

#### (個人情報の取り扱い)

第15条 当ホテルは、本施設の利用に伴い取得した出展者や作品購入者の個人情報について、当ホテルが別途定めるプライバシーポリシー (<https://www.keioplaza.co.jp/pp/>) に基づき適切に取り扱います。

2. 作品購入者の個人情報については、当該個人の同意が得られた場合に限り、当ホテルから出展者へ開示できるものとします。
3. 出展者が独自に収集した個人情報（芳名帳等）については、出展者が管理主体となり、法令を遵守して適切な取り扱いをお願いいたします。当該情報の紛失・漏洩等に関して、当ホテルは一切の責任を負いません。

#### (秘密保持)

第16条 出展者は、作品展の開催により知り得た当ホテルの営業上の秘密を守秘し、第三者に開示してはならないものとします。なお、作品展終了後も本条の定めは継続するものとします。

(ハラスメントの防止)

第17条 出展者は、当ホテル従業員に対し、ハラスメント行為（セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント等）を行ってはなりません。

2. 当ホテルは、当ホテル従業員による出展者に対するハラスメント行為を防止するため、社内研修等の実施及び適切な相談体制を整備し、問題が発生した場合には迅速かつ適切に対応いたします。

(規約の変更)

第18条 当ホテルは、ホテルの裁量により本規約を変更することがあります。

2. 当ホテルが本規約を変更する場合、規約を変更する旨及び変更後の規約の内容並びにその効力発生日について、効力発生日の1ヶ月前までに、本施設内等でご案内いたします。
3. 変更後の規約の効力発生日以降に、出展者が規約に基づき利用申込をしたときは、規約の変更同意したものとみなします。

(準拠法・合意管轄)

第19条 本規約の解釈及び効力は日本法に準拠します。

2. 出展者と当ホテルは、本規約に関し裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

以上

附 則

1. 制 定 2012年 6月20日
2. 立案責任者 営業戦略室長
3. 改 正 2020年 4月 1日  
改 正 2022年 5月 1日  
改 正 2026年 5月 1日